

*尚、厚生年金保険料率は平成18年4月現在1000分の142.88

支払わねばならない保険料は、計**99,603円**となります。
その間出産手当金が健康保険から出ていても、この手当金から、
保険料を控除することは出来ませんので、会社の指定口座に
振り込むか、会社に立て替えてもらい後日支払うことになります。
また、12月に給与の支払いはなくてもボーナスが出た場合は、そこから
健康保険料、厚生年金保険料ともに控除されます。

【育児休業期間】

さすがに、育児休業期間は1年近い長期に亘ることもあり優遇されています。

○雇用保険

産前産後の休業期間と同じく給与の支払いがないので、この間
雇用保険の被保険者負担分を支払う必要はありません。

○健康保険

事業主(現実には総務の方になると思います)が、保険者(組合保険
でない場合窓口は社会保険事務所)に申し出ることにより、育児休業
開始した月から育児休業終了月(正確には育児休業終了日の翌日
が属する月の前月)まで、健康保険の保険料は免除となります。

○厚生年金保険

事業主が保険者に申し出ることにより、育児休業開始月から育児休業
終了月(正確には健保と同じ)まで保険料は免除となります。
そしてこの保険料免除の期間は、将来の年金額の計算の際には、保険料
を納めた期間として扱われます。

ということで、産前産後休業の期間は、社会保険料を支払わねばならないと
いうことはお分かりいただけましたか？

また、女性の産休・育休の実例が過去になかった会社で、育児休業の際の
保険料免除の特例を知らなかったというケースが実際にありました。
稀なケースだとは思いますが、育休を取得する際に会社から説明がなかった
場合は、一度会社の総務の方に確認してくださいね。
この特例は、育休を取る社員さんだけでなく、**会社が払う保険料も併せて
免除になるので**、会社にとってもお得なのです。

こんな時はどうなるの？というご質問もご遠慮なく！

★年金トピックス～年金基礎知識～その11～

じゃあ、頑張って育児休業取らないで働いてた場合、厚生年金の保険料は
免除されないの？

免除はされないのですが、以下のような措置が取られています。

3歳未満のお子さんを養育している場合、労働時間の短縮や労働日が限られ
たりして、育児休業前よりお給料が下がっても、保険料はその下がった額により
計算され徴収されます。
しかし、将来の年金額の計算においては、前のお給料の額を使うというものです。

正確に言うと、産休が終わって働き始めた月から子が3歳に達する日の翌日が
属する月の前月までの標準報酬月額(年金額の計算の基礎となる給料の
額です)が、その前の標準報酬月額を下回った場合、前の標準報酬月額
を基礎とするというものです。

これも、本人が会社経由で保険者(厚生年金の場合社会保険事務所が窓口)に
申出することにより適用されます。総務の方にご相談なさるのがいいでしょう。
産休を取得する方の多い事業主さんはよくご存知なので問題ないのですが、
女性の少ない会社にお勤めの場合は、事前確認をしたほうがいいでしょうね。

~~~~~編集後記~~~~~

今回は、もうゴールデン・ウィーク真っ只中の  
5月1日の配信となります。  
この号では、ダーリンが外国人だった場合の  
年金についてご説明を！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
